

# サンゴ議連の国会議員の皆様への訴え

2011年3月3日 沖縄県沖縄市 泡瀬干潟を守る連絡会（裏に参考資料）

## 1. 泡瀬干潟・浅海域の埋立事業の経過（サンゴ等に関連する概略）

2000年3月、環境影響評価書広告・縦覧、2000年12月、埋立免許取得 05年7月、サンゴ再調査結果公表 07年12月、沖縄市「1区推進、2区困難」表明 08年10月～11月、1回目の1区のサンゴ移植 08年11月、那覇地裁判決「合理性なし、公金支出差し止め」 09年6月、2回目の1区のサンゴ移植 09年9月、前原大臣「1区中断、2区中止」発表 09年11月、控訴審判決、一審同様「合理性なし、公金支出差し止め」。判決確定 10年3月、前原大臣国会答弁「新港地区東埠頭と泡瀬埋立リンクさせない、沖縄市案には厳しく対処する」 10年7月、新しい埋立事業「沖縄市案・1区を推進する」公表 10年8月、前原大臣沖縄市案を認め、埋立工事再開表明  
現在、国、沖縄県、泡瀬干潟・浅海域埋立工事予算計上・審議

## 2. 埋立地内のサンゴの移植について

泡瀬干潟・浅海域のサンゴについては、アセス書では、1区・2区の区域内は被度10%未満であり、保全の対象ではないとされていた。それに対し、私たち(泡瀬干潟を守る連絡会)が07年5月に「1区の工事区域内には、被度50%以上のサンゴ群落が400㎡以上」とであると公表し、事業者には保全を求めた。

事業者は調査して同年7月に結果を公表した。それによると、1区内にスギノキミドリイシなどが約871㎡生息している。しかし、その保全については言及しなかった。その後、08年～09年にかけて、沖縄市や民間NPOが1区のサンゴの移植を行った。国・県は事業者の責任で行うべきであったが、沖縄市や民間NPOに協力するとしてそれに係わってきた。国・県は責任逃れをしている。1区のサンゴは976㎡の内、276㎡が移植され、700㎡が残っていることになる。しかし、残ったサンゴの「移植」などの保全は、何も示されていない。そのまま進めば、サンゴは生埋めである。

## 3. 泡瀬干潟・浅海域のサンゴ

1区・2区以外にも周辺にサンゴ礁・サンゴ群落がある。特に埋立地の近くの西防波堤の北西部には、被度50%以上のヒメマツミドリイシ群落が約3万㎡ある。これについても、アセス書では被度10%未満とされていたのが、私たちの指摘で再調査され公表された面積である。ここは、航路として掘削される予定であったが、沖縄市案で埋立の規模・港湾計画が縮小されたため、掘削されないことになっている。

この区域のサンゴは07年6月以降産卵も確認されているが、被度は、埋立工事が始まってから年々減少している。これは、事業者も認めている。

## 4. 1区の埋立工事によって失われる海草藻場、絶滅危惧種

1区の工事によって失われる海草藻場は、約56haである。海草藻場・サンゴは海の生態系の根幹である。沖縄市や事業者は埋められる干潟は僅か2%であり、干潟や泡瀬の環境は保全されるといっているが、これは間違いである。失われる干潟面積は2%であるが、それに続く浅海域・海草藻場が合計96haが失われることにより、残った干潟・自然は大きな悪影響を受ける。現に、陸域にちかい海草藻場は極端に減少し、貝類などへの影響が顕著である。また、1区を含むこの海域には、絶滅危惧種が128種も生息している。これは事業者も確認している。埋立による悪影響は必至である。

## 5. サンゴ議連の国会議員への訴え

今、1区の埋立が推進されているが、この埋立によるサンゴ・海草藻場・絶滅危惧種・自然環境に与える影響は甚大である。環境省は、この一帯が国際基準(9)の内4つを満たしているとして、ラムサール条約登録の潜在候補地に指定している。生物多様性COPでも「愛知目標」が採択され、世界は干潟・浅海域・湿地・サンゴ・絶滅危惧種の保全に動き出しています。生物多様性の宝庫、世界の宝、泡瀬干潟・浅海域を守るため、1区工事を中止させて下さい。